



みんなの願い 交通安全！

子どもたちが悲惨な交通事故に遭わないよう、幼稚園で親子交通安全教室が開かれました。ダミー人形を使い事故の恐ろしさを知るとともに、親子で道路を歩きながら交通ルールを学びました。

(5月11日)

BIFUKA 2005 (平成17年) 6

●まちの動き (4月末現在)

人口/5,638人(+10)・世帯数/2,492世帯(+15)

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



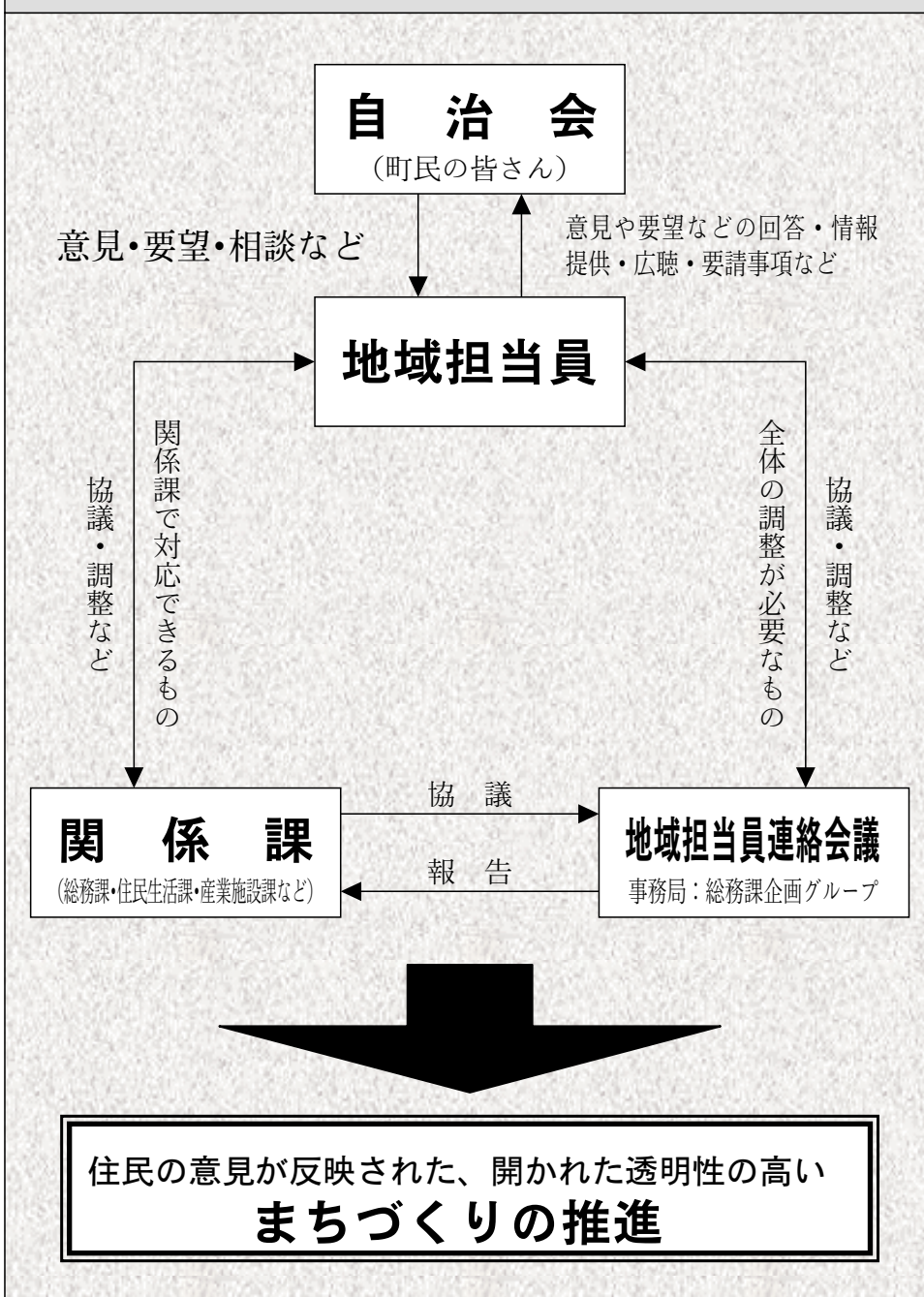
資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

自治会地域担当員を配置

町では、「開かれた町政・住民参加のまちづくり」を進めていますが、平成17年度から地域と役場との関係をより円滑にし、町民の声をより一層まちづくりに反映させるべく「自治会地域担当員制度」を設けました。

この制度は、町長が任命する職員を17の自治会に2～3名を地域担当員として、それぞれの自治会に配置し、地域が行う活動の相談、住民の皆様への行政情報の提供や広聴、そして町から地域の皆様への要請などにあたり、地域と行政のパイプ役を担います。

地域担当員制度のイメージ



地域担当員は どんな仕事をするの？

地域担当員の具体的な仕事の内容は、大きく分けて次の4つです。

相談・助言活動

地域活動に関する相談には積極的に対応するとともに、地域運営上の指導助言なども行います。

地域担当員に
お気軽に
ご相談ください



行政情報の提供

および広報活動

予算に関することや、新しい条例が制定された場合など、地域の皆様にお知らせする必要があるものについては、積極的にお知らせします。

広聴活動

①町の基本的な制度を定める条例の制定や、町民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与える

条例・規則の制定。また、住民の皆様などに義務または権利を制限するような条例の制定

②市町村合併問題などのように町の基本的な方向性を決めるような事項

③総合計画など町の基本的な政策を定める計画など、施策の基本方針の策定や改廃など
▽これら、①②③の場合に、町としての方針を決定する前に、住民の皆様の声聞き、町としての政策形成、意思形成に反映します。

地域への要請事項

町から住民の皆様地域として取り組んでいただきたいことについて、地域担当員を通じて要請を行います。

地域担当員連絡会議は

地域担当員を含め、助役・教育長、課長、主幹などで構成し、地域へのお知らせ事項や広聴事項、要請事項などについてまとめます。

また、地域からの要望・照会事項などについて地域担当員で回答できない問題については、各課から回答し、複数の課にわたる事項や、町政全体にかかる要望などについて対応を協議し処理する組織です。

いつから動き出すの？

5月下旬から、各自治会と会議日程について打ち合わせの上、地域担当員が向きます。

なお、今回の会議では、平成17年度予算の概要や、合併特例法下の全国および北海道における市町村合併の状況。また、町施設の指定管理者制度への移行や施設使用料の見直しなどについてお知らせ

地域担当員名簿

地域名	主担当	副担当	副担当
第1町内会	石田 政充	望月 清貴	池上祐紀子
第2町内会	長岐 和彦	政岡 英司	川端 秀司
第3町内会	橋本 修	井上 秀博	桜木 健一
第4町内会	佐藤 智三	市名 鉄雄	大堀 裕康
第5町内会	瓜田 晃	南坂 陽子	中山裕一郎
新生町内会	木戸 一博	杉本 力	渡辺美由紀
南・西紋	山口 靖夫	玉置 一広	
仁宇布・東	仁木 幸雄	草野 孝治	
恩根内	沢田石幸雄	竹田 哲	
川西・玉川	吉田 克彦	羽野 保則	
吉野・斑溪	佐藤 英一	山崎 義典	
富岡・敷島	今泉 和司	渡辺 英行	

住民の声を反映した
まちづくりを
推進します



せするほか、町からの要請事項として、地域の防災体制の整備について、お願いする予定となっております。

各自治会に主担当1名と副担当を市街地区2名、農村地区1名を配置する。任期は2年間。

行財政の効率化と

住民サービスの向上を目指して

1. 事務事業の見直し

事業名	改善内容																		
①事務事業の整理合理化	■事務改善職員提案制度 応募5件、採用2件																		
②民間委託の推進	■除排雪委託業務 委託路線の増（西1号道路、9線歩道）																		
③補助金等の見直し	■17年度予算反映（単位：千円）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金</th> <th>負担金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止</td> <td>8 △5,090</td> <td>20 △3,321</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>4 4,717</td> <td>9 10,511</td> </tr> <tr> <td>減額</td> <td>53 △18,213</td> <td>58 △22,550</td> </tr> <tr> <td>増額</td> <td>7 2,924</td> <td>21 3,232</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△15,662</td> <td>△12,128</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助金	負担金等	廃止	8 △5,090	20 △3,321	新設	4 4,717	9 10,511	減額	53 △18,213	58 △22,550	増額	7 2,924	21 3,232	計	△15,662	△12,128
	区分	補助金	負担金等																
	廃止	8 △5,090	20 △3,321																
	新設	4 4,717	9 10,511																
	減額	53 △18,213	58 △22,550																
増額	7 2,924	21 3,232																	
計	△15,662	△12,128																	
④類似協議会・付属機関等の見直し	■各審議会等の任期満了時に随時見直し																		
⑤給付サービスの見直し	■高齢者バス交付手数料 無料→2,000円/人 ■開拓功労者ほう賞一時金の廃止																		
⑥組織機構の見直し	■恩根内季節保育所を美深保育所に統合																		

2. 定員及び給与の見直し

事業名	改善内容
①定員管理の適正化	■職員数の抑制（H16年度末まで） 退職者8人、新採用0人、減員8人
②各種職員手当の縮減	■時間外勤務手当縮減 給与の3%上限（H15年度5.7%） ■臨時的時差出勤 延152件、686千円の縮減
③人材育成・確保	■職員研修に積極的に派遣 延33人

3. 公正の確保と透明性の向上

事業名	改善内容
①情報公開の推進	■まちづくり推進町民会議の開催（3月） 総合計画、行政改革推進計画の進行管理の公開 ■行政改革推進状況の公表 （H16実績、広報6月号掲載）
②町民への情報提供	■町ホームページによる情報提供 メールによる行政相談の実施

4. 経費節減、財政運営の健全化

事業名	改善内容
①経常経費の節減	■賃金、旅費、需用費、役務費などの経常経費 H17年度予算反映△53,042千円13.8%節減
②地方債の抑制	■H16年度過疎対策事業債、臨時地方道整備事業債、 公営住宅建設事業債 合計1億8,570万円に抑制 ■H17年度予算 1億7,310万円

美深町では、昭和62年に第1次行政改革大綱を策定し、平成8年度に見直しを行い、さらに、平成14年度～18年度までの第3次美深町行政改革大綱を定めて、行財政改革に取り組んできました。

しかし、計画策定当時と比べると、一層厳しい行財政状況下にあります。

本町単独でのまちづくりを推進

するためには、さらに踏み込んだ具体的な対策が求められる状況にあることから、平成17年度からこう5カ年間の行財政計画を整理し、住民の皆さんのご意見をうかがい現大綱を見直し、17年度は計画に基づき改革初年度の予算編成をしたところ です。

今回は、平成16年度の主な進捗よく状況についてお知らせします。

中小企業のみなさんを

応援します

店舗の新築などに補助します

美深町では、商業を継続しようとする意欲のある経営者が、その店舗を新增改築するとき（中古店舗の取得を含む。）に、補助金を交付し、商業活動の振

興を促して美深町の活性化を図る目的で「美深町商業振興店舗近代化促進条例」を制定しています。

新增改築などに要した費用の30%以内で、1000万円を限度に補助します。

概要は、別表1を参照ください。

別表1

対象	<ul style="list-style-type: none"> 美深町商工会の会員で、小売業、飲食業またはサービス業を営む中小企業者 店舗(店舗に付帯する施設を含む)を新築、増築または改築すること 要した費用が300万円以上であること 商工会が制定する統一基準を守ること 3年間町税を滞納していないこと 施工業者は町内業者であること 1店舗1回限りであること ※店舗のうち住宅部分は対象外です
補助額	・新增改築などに要した費用の30%以内で、1000万円を限度とします
その他	<ul style="list-style-type: none"> この制度は、平成18年度までとなっています 申請は、新築などを行う年度の前年度の11月末日までです

別表2

融資金の種類		融資限度額	融資期間
商工業関係	運転資金	500万円以内	5年以内
	設備資金	1,500万円以内	10年以内
木材・建設業関係	運転資金	1,000万円以内	5年以内
	設備資金	1,500万円以内	10年以内
償還方法		割賦償還または一時償還	
担保または保証人		本制度による融資を取り扱う金融機関の定めるところによる	

中小企業融資制度を

「利用下さい

美深町では、町内の中小企業の育成振興ならびに経営合理化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るために融資制度を設けています。

■対象者

①町内に事業所(店舗)を有する中小企業法人および個人で、同一事業を引き続き1年以上営む者。

②町税を完納している者。

■融資の種類と条件/別表2

■融資の利率

変動金利制の採用で4月1日と10月1日の年2回変更されま

す。(長期プライムレート同率)

■補給率/保証料のみ全額補給

制度資金に対して

保証料を補給します

中小企業総合振興融資制度の融資を受けた者に対し保証料を補給します。

■対象資金/中小企業総合振興

融資制度、経営安定化資金、事業活性化資金、産業振興資金、経済対策特別資金

■補給率/保証料のみ全額補給

商工業従業員退職金共済加入

事業主に補助しています

美深町では、中小企業における労働力の確保と福祉の増進を図るため、退職金共済制度への新規加入、また増額した事業主に對して補助をしています。

■対象事業主

①町内の事業所に勤務する従業員の退職金支給を目的とする事業主。

②中小企業退職金共済制度(中小企業退職金事業団)および北海道中小企業退職金共済制度(北海道商工会連合会)に新規加入、追加および増額契約をする事業主。

■補助の額

①新規、追加契約/被共済者1人につき月額掛金5,000円を限度として、対象掛金に25%を乗じて得た額。

②増額契約/既契約掛金5,000円以下の者が増額した場合、既契約掛金との合計掛金5,000円を上限として、その増額掛金に25%を乗じて得た額。

■補助期間:3年間

問い合わせ先

役場産業施設課産業グループ(商工・観光) Ⅷ2・1611(内)158
または、美深町商工会 Ⅷ2・1014

明るく住みよい

まちづくりを推進

町内17の自治会・町内会で構成する美深町自治会連合会の平成17年度定期総会が4月26日、文化会館C O M100で開催されました。総会には全自治会・町内

会から代議員42人が出席して、「住民参加の地域づくりを一層進めるため、単自治会の連絡協調に努め、明るく住みよい町づくりを推進する」ことを柱に、今



年1年間の事業計画を承認しました。
また、冒頭あいさつにたった教重会長は「愛すべき町を智恵を出し合って、より一層住みよいまちづくりを目指し努力しましょう」と呼びかけました。

自治会長名簿 (敬称略)				
自治会名	世帯数	氏名	住所	連合会役職
第1町内会	406	奥野 正行	西1南8	理事
第2町内会	280	多田 勝	東1南2	副会長
第3町内会	223	岩崎 泰好	大通北2	監事
第4町内会	264	教重 文雄	西1北4	会長
第5町内会	399	内山 利彦	東1北6	副会長
新生町内会	293	毛利 伸行	東6南4	事務局長
仁宇布自治会	29	柳生 佳樹	字仁宇布	監事
東自治会	71	樋渡 一成	字美深	理事
南自治会	183	長谷見一郎	字美深	理事
敷島自治会	51	渡辺 征男	字敷島	
吉野自治会	34	松田 征男	字吉野	
斑溪自治会	26	中村 敏明	字斑溪	
富岡自治会	33	佐々木正行	字富岡	
川西自治会	33	十川 清一	字六郷	
玉川自治会	14	竹本 澄雄	字泉	
西紋自治会	53	田中不二夫	字西里	理事
恩根内地域自治会	100	下吉 孝夫	字恩根内	理事

※世帯数は4月30日現在

融雪施設整備に補助金

〜克雪推進事業補助制度〜

美深町では「克雪推進条例」を制定し、融雪槽、融雪機、ロードヒーティングの施設を設置する方に対して、補助金の交付を行いません。

■補助対象施設

市販されている融雪槽、融雪機、ロードヒーティングで、融雪施設が機能するための本体工事にかかる経費を含みます。

■補助対象要件

申請する年以前3年間に町税を滞納していない方。

■補助金額

補助対象経費の3分の1以内(限度額あり)

■補助の内容

下表のとおり

※なお、過去に融雪施設整備の補助金を受けた方は、適用になりません。

■補助の内容

① 補助限度額

対象融雪施設	補助対象限度額	補助率	補助限度額
融雪槽 融雪機	750,000円	1/3以内	250,000円
ロードヒーティング	950,000円	1/3以内	316,000円

- ② 融雪施設の重複補助はできません。
- ③ 2世帯住宅は間口が共用の場合は1戸として取扱います。
- ④ 補助枠については予算の範囲内とします。(申請順)

産業施設課施設グループ

申請・問い合わせ先

TEL 2・1611(内)169

12年間の活動に幕 びふか国際交流の会が解散

外国人留学生のホームステイ受入事業などを実施してきた「びふか国際交流の会」（成毛久則会長）が4月25日開催の総会をもって12年間におよぶ活動に幕を下ろしました。

同会は、平成5年8月に設立以来、民間を中心に120人あまりの会員で国際的視野を広げるとともに、地域活性化を目的に、国際交流に関する協力支援活動を展開してきました。

しかし、近年外国人留学生のホームステイ先となる受入希望家庭の減少や友好都市のカナダアシュクラフト村との高校生交換留学事業の停止、参加会員の固定化、町の行財政改革による予算の縮小など多くの課題を抱えていました。

今後は、会員や組織規模を縮小して町からの助成金に頼らないサークル活動的な会に移行するとともに、国際交流に関する事業については、町の予算に基づき

継続して参加協力していく意向を示しています。

なお、新組織の詳細については、今後、具体的に協議を重ね計画を進めていく予定です。

解散総会で成毛会長は、「考えた揚げ句の決断。」と解散についてふれ「小さくなくても民間で内容的な濃い物をサークル活動的な会で実施したい」と今後の決意を述べました。



文化振興に500万円を寄付



▲岩木町長に寄付金をわたす吉岡さん

町内の自営業、吉岡信一さん（4町内）が4月20日役場を訪れ、「長年、美深町にお世話になってお礼に」と町に500万円を寄付されました。

吉岡さんは、3歳の頃から美深町に在住し、過去にも2度美深町開基百年記念などに、計200万円の寄付をされています。

今回の寄付について吉岡さんは「長年、町や町民の方々にお世話になったお礼と母親が100歳、自らも80歳を迎えたことを機に、何かに役立ててほしいと思いついた」と話されました。寄付金を受け取った岩木町長は「高額の寄付をありがとうございます。教育費に利用させていただきます」と感謝の言葉を述べました。



▲取れたての樹液を飲み春の恵みを満喫



美深白樺樹液春まつり

美深白樺樹液春まつり2005が4月16日・17日、仁宇布地区をメイン会場に開催されました。

今年は国際樹液サミットが同時開催されたこともあり、道内外から多くの人々が訪れ、樹液採取体験などを楽しみながら自然の恵みいっぱいの「春の樹液」を堪能しました。



▲森の神様に感謝「カムイノミ」

街角カメラ

📷 トピックス 📷

恩根内小学校の「交通安全教室」が校舎前周辺の道路で行われました。実技訓練では、子どもたちが実際に自転車に乗り、走行や合図の仕方などを実践して、自転車の正しい乗り方や交通ルールを学んでいました。

(4月27日)



自らの健康増進とボランティアなどの社会貢献活動を展開する「COMカレッジ110美深大学」の入学式が文化会館で行われました。今年度は477人の学生たちが大きな期待を胸に入学しました。

(4月21日)

仁宇布小中学校で地元地域の自然や産業見学の体験学習が行われました。この日、羊舎に訪れた子どもたちは、ヒツジとふれあいながら飼育の様子を熱心に見学し、学習を深めていました。

(4月26日)



全国各地から1万人以上が訪れる観光名所となったトロッコ王国がオープンしました。道内外から観光客が訪れ、まだ雪残る大自然の中へ、さっそうとトロッコを走らせ、森林浴を満喫していました。

(4月29日)



美深町林野火災予消防対策協議会による山火事予防パレードが行われました。全町民の財産である山と森林を守るため、町や林業関係者が参加し市街地区をパレードし山火事注意を呼びかけました。

(5月9日)

「おじゃまします！」



在宅介護

支援センターです！

「身の回りのことは、できる限り自分で行なうということ」これは元気な方も体に障害がある方も、共通のテーマです。

身の回りのことが一人では困難になった場合は、介護保険のサービスや介護予防のサービスを利用できますが、今回はその場合の注意点を話します。

介護サービスの目的は「やってみよう」ということではない

介護保険サービスの目的は「本人の自立へ向けて支援すること」ですが、逆に本人の状態をどんどん悪化させてしまうケースが増えています。特に、サービスを適切に利用すれば、状態が改善する可能性の高い人

あなたはどちらのタイプですか？

生活機能が低下してしまう人

家事はなるべくヘルパーにまかせる



不安なのでできるだけ手を貸してもらおう



楽なので福祉用具をなるべく利用する



リハビリは訓練室でがんばるだけでいい



生活機能を向上できる人

できないことだけ手伝ってもらおう



見守ってもらいながら自分でやってみる



福祉用具に安易に頼らず慎重に検討する



日常生活全体がリハビリに役立つと考える



（介護認定では「要支援」や「要介護1」といった軽度の人）ほど、この傾向が強いようです。できないこと、しんどいことを「誰かにやってもらうこと」が介護サービスの目的ではありません。「残

された力をどう生かすか」「自分でできる範囲をどう増やすか」そのために専門家の助言や手助けを得るという姿勢が大切です。前回もふれたとおり、毎日の活動性の低下が身体・生活機能を低下させていき

ます。これを「廃用症候群」と言い、「ねたきり・認知症への第一歩」です。受け身の介護や訓練ではなく、自分なりの目標をもち、自らチャレンジしましょう。日常生活の中に、その機会はたくさんありますよ。

在宅介護
支援センター

お気軽にご相談ください

美深厚生病院内
TEL 9・2201



糖尿病予防の キーワードは インシュリン

今月はインシュリンのはたらきを中心に糖尿病についてお話しします。

インシュリンとは、炭水化物・脂質・たんぱく質の栄養代謝において活躍し、血糖値をコントロールするホルモンのことです。

ご飯などの炭水化物は胃で消化、腸で吸収され、肝臓に糖として貯蔵されます。脳や筋肉がエネルギーとして使うときは肝臓に貯めておいた糖を使い、血中の糖が一定になるよう体は調整しています。

普段から良く体を動かしている人は、インシュリンのはたらきによって筋肉で

糖を消費しますが、体を動かしていない人は、血液の中で糖が余った状態になるので、インシュリンがはたらき、糖を脂肪に変え体のため込みます。

このように、インシュリンは糖をエネルギーとして使うときや脂肪に変えて体に貯めるときにはたらき、糖の利用と蓄積を促す重要な役割をしています。

インシュリンのはたらきは 悪い人は二通り

体の中でインシュリンが上手にはたらいていない人は、大きく分けて二通りあります。

ひとつはインシュリンの量を出せない人と、もうひとつはインシュリンをたくさん出す力はあるけれど効きが悪い人です。

インシュリンの出せる量・効きについては個人差があり、二通りを合わせ持っている人もいます。

インシュリンの効きが悪くなる原因は食べすぎ・運動不足から起こる肥満です。へそ周りが男性85cm、女性

90cmを超えている方は健康障害への影響が大きい内臓脂肪蓄積型肥満です。特に注意が必要です。

また、60歳をこえると内臓も歳をとりますので若いときに比べてインシュリンを出せる量は2/3になります。

さらに、糖尿病の遺伝を持つ人は生まれつき出せる量が少ない人が多いので注意が必要です。

遺伝と加齢による糖尿病のリスクは変えることはできませんが、自身の体質を理解して、普段の生活・食習慣の見直しを図り肥満を改善することがとても重要になります。

食事量や体重コントロールに興味のある人はぜひ、健康の維持・増進のため、健康相談をご利用ください。

☆健康栄養相談
開催日 毎週月・金曜日
場所 保健センター

肥満に注意



年金受給者が亡くなったときは届出を忘れずに

年金を受給されている方が死亡した時、遺族の方は「年金受給権者死亡届」を提出しなければなりません。

届出が遅れると年金受給権者の死亡後も年金が支払われ、結果として遺族の方から過払い分の年金をお返しただくこととなり処理がはん雑してしまいます。

また、年金は死亡した月の分まで受け取ることができ、未支給分の請求をされることによって遺族の方に支給されます。

未支給年金を受け取ることができる遺族の方の順位は死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順です。

自分より先順位の方がいるときは未支給の年金を受け取ることはできません。また、同順位者が複数いるときは代表者が請求することとなります。

住生活課
生活環境
グループ
☎2-1611
内線121番

■届出先
▽厚生年金を受けている方が死亡したとき／社会保険事務所
▽国民年金を受けている方が死亡したとき／市町村役場の国民年金担当窓口

■添付書類
▽「年金受給権者死亡届」を提出するとき
年金証書・住民票の除票
▽死亡届と併せて未支給年金の請求をするとき
死亡した年金受給権者と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本など・請求者の住民票・死亡した年金受給権者と請求者の生計同一関係を確認できる書類

年金証書が見あたらない、基礎年金番号や年金コードがわからないなど、国民年金について不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

夏期の山岳遭難事故防止

夏期の山岳遭難事故を防ぐために

これからの時期、山の雪解けとともに北海道の短い夏を満喫しようと、登山やトレッキング（山歩き）などで、山に出かける機会が多くなるシーズンです。
近年、健康ブームやアウトドア・レジャーなどにより中高年者層の登山者が増え、それに伴い、体力不足や経験の浅い登山者による山岳遭難事故が発生しています。

山岳遭難事故を防ぐために 次の点に注意してください

- 登山は十分な装備とゆとりのある計画を立て、自分の体力や技量に合った登山に心掛けましょう。
- 経験のあるリーダーのもと、複数による登山に努め、単独での登山は控えましょう。
- 入山前に必ず気象予報を確認し、天候悪化の兆しがある場合は、無理をせず、中止する勇氣を持ちましょう。

不法滞在・不法就労防止のためのご理解とご協力をお願いします

ルールを守って国際化
近年、不法滞在している来日外国人犯罪が深刻化しており、北海道の治安に大きな影響を与えています。

日本へ不法入国したり、在留期間をこえて日本に滞在する外国人の大部分が不法就労しており、その一部は強盗や窃盗などの犯罪を行っています。
不法滞在や不法就労の防止に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



山登り
体力・技量を
考えて



○ヒグマの出没情報に気をつけるとともに、熊除けのためラジオ、鈴などの音の出る物を携行しましょう。
○登山計画書は、必ず最寄りの警察署、交番・駐在所に提出しましょう。家族や職場にも、知らせておきましょう。

消防署

だより



危険物安全週間が始まります

『危険物
かさねる無事故の
金メダル』

をスローガンに、今年も6月6日～12日まで危険物安全週間が全国一斉に始まります。

期間中は消防職員による危険物取扱事業所の立入検査を実施するとともに、新聞やポスターなどによる普及啓発活動を行います。

また、危険物安全協会美深支部加盟のガソリンスタンドにおいてもPR活動を展開していきます。

危険物に起因する災害を防ぐために、ご家庭や職場におかれましても、灯油タンクなどを今一度点検されてみてはいかがでしょうか。

住宅用火災警報器設置義務化へ

消防法の改正により全国一律に新築住宅には「住宅用火災警報器」の設置が、平成18年6月1日から義務化され、既存住宅についても、市町村火災予防条例により適用時期が定められることとなります。

なぜ住宅用火災警報器が必要なのかといいますと、住宅火災による死者数の約7割が逃げ遅れによるもので、早期発見が重要と考えられたからです。火災が発生したことを素早く察知できれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなります。

住宅用火災警報器は、火災発生に伴う熱や煙を感知してブザーで危険を知らせるもので火災の早期発見に非常に役立つ防災機器です。火災警報器はあなたと、あなたの大切な人の生命を守ります。

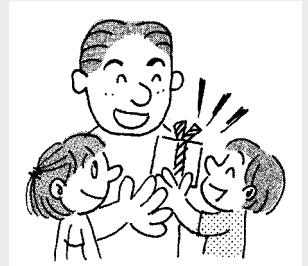
疑問や不明な点など、お気軽にご相談ください。

美深消防署
TEL 2-11136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合せ先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎2-1611



父の日
(6月19日)

生活

提出してください 児童手当現況届

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月1日から30日までの間に児童手当現況届を提出することが義務づけられています。

この届が提出されていないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりまのでご注意ください。

提出期間

6月1日(水)から
30日(木)まで

必要なもの

- 受給者の加入している健康保険の保険証
- 受給者の加入している年金の種類および記号・番号がわかる年金手帳など
- 前年分の所得を明らかにできる書類(平成16年分の

源泉徴収票・平成17年度町道民税徴収税額通知書など)
○印鑑

注意事項

平成17年1月1日現在で住所が美深町にない場合は、児童手当用所得証明書(前年の所得を明らかにする前住所での市町村長の証明書)の添付が必要になります。

提出・問合せ先

役場住民生活課
保健福祉グループ(福祉)
TEL 2・1611(内)124

忘れていませんか 自動車税の納税

自動車税は4月1日現在の自動車の所有者に課税され、5月31日までに納めていただく道税です。

お忘れの方がいましたら至急納税されますようお願いいたします。

なお、納税についてのご

相談は、名寄道税事務所まで気軽にお問い合わせください。

※道税ホームページでも相談を受けています。

○ホームページアドレス
<http://www.pref.hokkaido.jp/soumu/sm-zeimu/>

問合せ先

名寄道税事務所
TEL 01654・24148

うさぎらんどのご案内

保健センターでは、親子で楽しく遊んでいただけのように「うさぎらんど」を開催しています。

親子でふるってご参加ください。

対象

2歳から幼稚園入園前の子どもと保護者

日時

年間34回 金曜日
10時～11時30分頃

※詳しい開催日は、健康カレンダーを参照ください。

申込・問合せ先

役場住民生活課
保健福祉グループ(健康管理)
TEL 2・1611

(内) 126・197

建物の建築には 申請が必要です！

住宅や車庫を
建てる方へ

建物を建築する場合は「建築確認申請書」を提出し、法令の規定に適合するかどうか確認を受けなければ建築することができません。

この申請は、建物が安全で安心なのかを確認することや、無秩序な建築物を防止し計画的な市街化を図るための申請でもあります。

無届けによる建築行為は罰則の対象となりますので、十分ご注意ください。

※申請書作成は、施工する工務店や販売店にご相談ください。

確認申請対象物

- ① 10㎡を超える建築物
(市販の車庫・物置等も対象です。)
※準防火地域は面積に関わらず、申請が必要です。
- ② 2mを超える門や塀など
- ③ 4mを超える屋外広告物

■建築確認申請でご不明な点は、担当までご連絡ください。

産業施設課施設グループ【建築担当】 TEL 2-1611 (内線181)

わがやの アイドル

ゆう き けい や
結城 圭哉 ちゃん
H16・7・30生、東
父・和仁さん、母・美香さん



○元気いっぱい、すくすく育ってください。
お姉ちゃんと仲良くな
… (父・母)。

じん の ま き
神野真樹 ちゃん
H16・8・12生、西紋
父・充布さん、母・美里さん



○いい男になってください
… (父・母)。

ゆう き こう
結城光 ちゃん
H16・9・3生、第5
父・修さん、母・光紗さん



○素直で元気な子に育って
ください … (父・母)。

相 談

移動年金相談所を 開設します

旭川社会保険事務所の専門員が来庁し、次のとおり移動年金相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

■日時
6月22日(水)
午前9時30分から
午後3時まで

■場所
役場2階 小会議室

■相談の内容
国民年金、厚生年金制度についての相談、裁定請求の受付など

■問合せ先

役場住民生活課
生活環境グループ(戸籍・年金)
TEL 2・1611
(内) 121・136

検 査

計量器の定期検査を 実施します

商店・工場・学校・病院などで使用されている計量器(はかり・分銅・おもり)のうち、取引や証明に使用されているものは、計量法に基づき、北海道知事が行う「定期検査」を2年に1度受検するよう義務づけられています。
本年度は、次の日程で実

施されますので、取引や証明に「はかり」などを使用されている方は、必ず受検してください。

なお、前回(平成15年度)検査を受けた事業所などについては、直接連絡をしますが、今回初めて検査を受けられる事業所などについては、6月22日(水)までに届出くださいますようお願いいたします。

■検査日
7月13日(水)

■場所
役場南側車庫

■届出・問合せ先
役場産業施設課
産業グループ(商工・観光)
TEL 2・1611
(内) 158

2005 国勢調査
平成17年10月1日(土)

1億?千?百?十?万?千?百?十?人
「?」を埋めるのは、
この国に暮らす
私たち一人一人です。



あなたの調査票には
日本の大切な未来がつまっています。

10月1日、国勢調査を全国一斉に行います。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした統計調査大規模な統計調査です。調査結果は社会福祉、環境整備、雇用対策、経済政策交通計画など、みんなが住みよいまちづくりのための基礎資料となります。調査内容が、他にもれたり、統計以外の目的に使われることは絶対にありません。国政調査員が調査票を持ってうかがいます。未来のために、10月1日のあなたを記入してください。

総務省統計局

美 深 町

天塩川だより

和寒町

「全日本モトクロス選手権シリーズ
第6戦北海道大会」

- とき／平成17年7月2日(土)～3日(日)
- ところ／わっさむサーキット
- 内容／国内の国際A級・B級のトップ選手たちが、ズラリと顔を揃えるモーターファン必見の大会です。バイクを華麗にあやつるテクニックと、スリルあふれるレース展開は、モトクロスならではの。全日本選手権はモトクロス最高峰の大会で、道内では和寒町でしか見ることができませんので、ぜひこの機会にご友人・ご家族連れで観戦してみませんか？
- 入場券／前売券2,000円 当日券2,500円 (予定)～2日間入場できます。
- 問合せ先／和寒町役場総務課 TEL016532-2421
オートショップサイトウ TEL016532-4166

名寄市

「2004 第11回『北の星座共和国』
写真コンテスト巡回展」

- とき／平成17年6月14日(火)～26日(日)
- ところ／名寄市民文化センター
- 内容／『北の星座共和国』写真コンテストは毎回見応えのある写真が多く、見る人々を魅了しています。今年も昨年入賞した作品を展示いたしますので、素晴らしい作品の数々をぜひご覧ください。
- 問合せ先／名寄市総務部企画調整課 TEL01654-3-2111

音威子府村

「第58回道北中学校野球大会」

- とき／平成17年6月18日(土)～20日(日)
- ところ／音威子府村営球場ほか
- 内容／甲子園球児やプロ野球選手も巣立った、歴史と伝統ある道北中学校野球大会。今年も上川北部、宗谷管内の中学生球児が優勝をめざし熱戦が繰り広げられます。
- 問合せ先／音威子府村教育委員会 TEL01656-5-3356

このコーナーは、和寒町以北、9市町村からの話題を随時掲載しています。

5月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月平均	変動 率	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	23.0	35.8	27.6	22.7	4.9	19.3
きゃべつ	100g	10.7	33.0	22.9	22.8	0.1	15.9
さんま	100g	42.5	60.7	54.4	58.4	-4.0	56.1
豚肉	肩肉100g	123.0	184.0	152.3	146.8	5.5	137.5
砂糖	スズラン印 1kg詰	100.0	229.0	163.0	163.0	0.0	171.5
サラダ油	ポリ1.5ℓ	418.0	554.0	486.0	486.0	0.0	417.7
鶏卵	中玉10個	158.0	238.0	198.0	198.0	0.0	158.5
とうふ	1丁	68.0	92.0	83.0	83.0	0.0	87.3
しょう油	キッコマン 1.0ℓ	308.0	313.0	310.3	310.3	0.0	311.5
灯油	配達1ℓ	61.0	69.0	64.5	64.3	0.2	50.5
ガソリン	レギュラー1ℓ	118.0	129.0	123.5	123.8	-0.3	110.4

消費者モニター調 (単位:円)

募集

農業実習生 受入農家募集

美深町農業後継者育成推進協議会では、町内の農家の皆様にご協力をいただき、農業後継者対策の一環として農業実習生の受入を進めています。

受入農家として登録いただける方は手続きをお願いします。

なお、過去に登録されている農家で継続登録の場合は手続き不要です。

- 受入内容
 - ① 受入居住形態
住込みまたは、宿泊施設
(恩根内地区のみ)
 - ② 実習時間
1日8時間(週48時間、
週休日1日間)
 - ③ 受入農家負担金
実習生報酬負担
住込み 月額1千円
施設利用 月額2千円
- ・実習生保険料

- 申込期限
6月24日(金)
- その他
受入については、審査会にて決定いたしますので、ご希望に添えない場合があります。
- 登録手続・問合せ先
○美深町農業後継者育成推進協議会事務局
(役場農業委員会)
TEL 2・1611(内)132
○JA北はるか本所営農課
TEL 2・1601(内)48
- 保険料の3分の1

平成18年度使用 中学生用

教科書展示会

平成18年度から使用する中学生用教科書の見本教科書展示会を次のとおり開催します。教科書に対するご意見などをお聞かせください。

■展示期間

6月15日(水)～6月30日(木)
9時から17時(ただし月曜日は除く)

■場所

文化会館COM100 ギャラリー

問合せ先

教育委員会TEL 2・1744